

弘前市協働によるまちづくり推進審議会 会議録概要 (第4回)			
日 時	令和6年11月21日(木曜日) 18時00分～20時00分		
場 所	弘前市役所市民防災館3階 防災会議室	傍聴者	なし
出席者 (16人)	委員 (12人)	佐藤会長、藤岡職務代理者、野口委員、下山委員、山田委員 鴻野委員、安田委員、大塚委員、葛西委員、斎藤委員、 花田委員、女川委員	
	執行 機関 (4人)	市民協働課	土岐課長、齊藤課長補佐、菊池主幹兼協働推進係長、 比内主事
会議概要			
1 開会			
2 議事			
第3回審議会での主な意見について (報告)			
答申案の検討・承認について			
① 答申案の全体構成について			
② 取り組みへの改善に向けた提案について			
③ 取り組み内容の評価			
④ 条例の見直しについて			
【事務局から答申案全体を説明】			
会 長	：それでは、審議に入らせていただきます。 前回までの審議会において今年度の諮問内容である、「市民と事業者との協働による健康づくりの取り組み」として、「市民との協働による健康づくりの取り組み」そして「事業者との協働による健康づくりの取り組み」について、皆様から様々なご意見ご提案をいただきました。 本日は本年度最後の審議会となっておりますので、答申のまとめの議論を進めてまいります。進め方といたしましては、これまでの審議会でのご意見を踏まえて、私と事務局において答申案を作成しましたので、答申案の内容をご確認ご検討いただきまして、答申として付け加えたほうが良いと思うところ、これはいらぬのではないかとと思うところ、		

細かな文言の表現のこと、新たに思いついた提案等をいただいて、答申を仕上げていきたいと思っております。

それではまず、事務局の方から、前回の審議会での委員の皆様から出された意見のまとめについて報告をお願いいたします。

【 事務局説明 】

会長：何かご質問等ございますでしょうか。続きまして、事務局から答申案についてご説明、ご報告をお願いいたします。

【 事務局説明 】

会長：これからご審議いただきますが、その審議の方法につきましては、大きく4つに分けて進めてまいりたいと思います。

一つ目は、答申案全体の構成についてであります。この答申の冊子全体の構成です。

2つ目は、第2回、第3回の審議において議論した、それぞれの取り組みに対する改善や検討が必要なものとして、本審議会より提案する内容についてです。今、事務局に全文読み上げていただいた内容について、再度皆様からご意見をいただこうと思っております。

3つ目は、それを受けての全体評価で、先ほど、答申の「第4 取り組み内容の評価及び条例の見直しについて」でありましたが、取り組みの評価について、一部改善すべき点が見受けられるけれど、概ねいいんじゃないか、といった評価について。

4つ目は、関連条例の見直しが必要かどうか、といったことについて、事務局からの提案を検討していただきます。

その順序に沿って、これからご審議をお願いしてまいります。どうぞよろしくをお願いいたします。

それではまず第1の答申案の全体構成について、資料2でございます。

1ページ目に表紙がありますが、その表紙の裏に目次がありまして、大体構成がこのようになっております。一つにはこの構成でよろしいかということ。

それから、第4と第5についてはこれから審議内容について、審議して

まいります。第1、第2、第3の審議経過、関連条文、市の取り組みのあたりは、内容を簡単に説明しましたが、全部細かくはご紹介しておりませんので、この全体構成と、それから内容について、皆様からこの点は直した方がいいんじゃないか、というようなご提案がありましたら、どうぞ指摘いただきたいと思います。

いかがでしょうか、この辺のところはいつもと同じような形なので、特に問題ないかと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長：それでは本日の次第「①答申案の全体構成について」はご了解いただいたということで、②に入ってまいります。

「②取り組みへの改善に向けた提案について」の審議内容は先ほども事務局から詳細にご説明いただきましたけれども、改めて文言の一つ一つについて、ご指摘をいただいて完成させていきたいと思っております。方針案の6ページ、「第5 改善に向けた提案」で、6・7・8ページと、今回、内容が豊かになっておりますが、その点、皆様からご意見を伺ってまいりたいと思います。案では4つに内容が分かれており、「1「市民」との協働」、「2「大学」との協働」、「3「企業」との協働」、「4その他」、となっております。

まず、この順序で皆様のご意見を伺ってまいりたいと思いますが、まず答申案6ページの「1「市民」との協働」につきまして、どんなことでも結構ですので、ご意見いただければと思います。いかがでしょう。

委 員：はい。2回目の審議のときに意見がありました、「傾聴」というのがとても大事で。そのことについてこの(5)で述べられてると思うんですけど。今年、こういう感覚の人と接する機会があって、これは「こういう場所を作る、利用できる環境が整う」ということ以外にも、「特別な人になるんじゃないなくて、誰でも普通に、市民がそういう立場になる」、「特別視しなくて普通に行ける」というような内容を加えたらどうでしょうか。それはこの「環境づくり」の中に入ってるのかもしれないんですけど。

「自分と何ら変わりがないんだ」というふうに、みんなが思えるように

なれば、こういう心の悩みの人は少なくなるんですよ。

会長：なるほど。不安や悩みなどを抱える人が傾聴ボランティアを利用することは別に不自然なことじゃない、ということですか。

委員：そうです。必要としない人も、不安や悩みを抱える人を特別視をしないような環境。「あの人変わってるな」という意識ではなく、「あの人も自分も大して変わらないんじゃないかな」という意識を市民が持てれば、そういうつらい思いをしている人は、いろんな場所に行って話を聞いてもらえるようになるんですよ。

会長：不安や悩みを持つのは当たり前だよと。

委員：そういうふうに悩んでない人とか、心を病んでいない人も、普通に聞きに行く人も病んでいる人も特別な人じゃない。例えば、特別に心構えを持って行かなくても。

会長：傾聴ボランティアにもっと行きやすい、ということですよ。行きやすいって言ったときに、「病院以外のところにも場所をつくる」というところがどうもまだしっくりこない、ということですよ。

委員：実は悩みを抱えている方って、県内のいろんな病院などに電話されてるんですが、どこも満杯で受け入れてくれないそうです。それでどうしたらいいか困っている、というのを何人かたまたまお話を伺ったので。病院以外となってますけども、まず最初に病院に電話をするんですよ。でも病院に電話すると病院の方はいっぱいなので、はねつけられるんですよ。

これは大変すごくいい提案なんです。だけど、このままじゃ足りないんだなと思って。

会長：聞いてもらいたいという人がすごくいるということですね。

委員：そうなんです。受け皿が少なくて。

会 長：傾聴ボランティアが今の体制では受け止めきれないでいる、というような表現を入れたらどうかということでもいいですか。病院以外にもこう広げて行って欲しいと。

委 員：そうですね。ただ増えてるのかなとも思ったんですけど。

会 長：もっと事態は深刻、不安や悩みなどを聞いてもらう人達は、予想以上にいっぱいいると。だからもっと病院以外の場所でも傾聴ボランティアをもっと増やす必要があると。

事務局：不安や悩みなどを抱えている方が多いが、傾聴ボランティアなどの受け皿が少ないため。

委 員：そんなニュアンスでいいんじゃないかと思います。さっきよりは伝わってると思います。

会 長：聞いてもらいたいという人がいっぱいいるんですね。

委 員：私の知ってる範囲だと、そういうメンタルのクリニックを受診しようとすると、今は1ヶ月、2ヶ月待ちが普通ですよ。

会 長：多いんですね。

委 員：大人もそうなんですけど、登校拒否の子に対してケアする方も学校に一応いらっしゃるんですけど、それだけじゃちょっと足りなくて、その人に話したくないという場合もあります。

会 長：わかりました。予想以上に深刻だという表現でね。事務局、その辺ところをもう少し加えていただいて。他にいかがでしょうか。

委 員：「(2) 若い世代の担い手を増やすため、養成講座の開催時間や、活動時間を見直すなど」とありますが、食生活改善推進会の方では、養成講座

を平日だけでなく土曜日、日曜日もやっていて、研修も、夜や土曜日、日曜日にもやったりしています。これからこれやってください、ということではなく、もうやってますよ、というのもあるということです。なので、現状の(2)だと全然やってないのではないかと、思われるといけないうふうなように思いました。

委員：「参加できる方法を検討・周知すること」のような感じで、一応やってる部分もあるから、「周知」というのも言葉として加えるのはいかがでしょうか。

会長：なるほど、いかがですか。周知する。ありがとうございます。また後で全体的にも伺ってまいりたいと思います。その他いかがでしょうか。とりあえず「2「大学」との協働」に移りたいと思います。

委員：書いてある内容については、全く問題ないと思うんですけど、感覚的な問題なんですけど、(1)のところは、「医療系」の大学ばかりなので、もっと「広げることを検討すること」とあります。(2)になると、ここだけピンポイントで、「医療福祉大学・短期大学の協働を継続し」とあり、少し内容がですね、(1)では広くと言ってるのに、(2)では事業名と学校がピンポイントで対になっています。中身的には、私も理解はできるんですけども。こここのところ、例えば医療福祉大学・短期大学及び学生の後、「をはじめとした」を加えるとか、「そういう人達と協働していってくださいね」というニュアンスを入れた方が、表現がやわらかいかなと。少しゆるみを持たせたほうがいいのかと思います。大学名を出すことについては問題ないと思うんですけど、選択肢がなくなってしまうかなと思いました。

会長：「相馬地区まるごと健康塾」は、この大学が単独でやってる事業なんですよね。

委員：そうですね。この提案がですね、これからもその大学とだけ連携を強化してやっていきたいと思いますということであれば、これで構わないと思うんですけども。もしかしたら、ここから膨らみが出るかもしれない

ので、(1) との感覚の整合性というか、広く捉えられるようなニュアンスを加えてはどうかと。

委員：おそらく「相馬地区まるごと健康塾」の地域の方々と、大学側の方達の思いもあると思うので、そこは一旦確認していただいて、「など」というふうにつけてもいいかどうかの確認がとればいいのではないのでしょうか。地域側として、どうしても個別の大学との連携が大事なのであれば、周りの外野としては、あまり言うところはないのかなと思いました。

会長：これは「相馬地区まるごと健康塾」という名称でこの大学と、タイアップしてやっているものですよね。なので先ほどの案だと、これにもっと他の医療系なり他の大学を、入れて広げたらいいんじゃないかということでしたが。

委員：この先そういうふうなことがあってもいいと思うんですが、(1) が、その「医療系」の大学ばかりと連携してるのもっと広げましょうよ、というふうな提案をしてるのに対して、(2) が、「医療系」の特定の大学と連携を深めていきましょう、というふうに言っている。この章のつくりとして、どうなのかなと私が感じただけでした。皆さんがそう感じないのであれば大丈夫です。私がもしかしてちょっと神経質になっているのかもしれない。

会長：ご指摘いただいていることもわかります。(2) と (3) を入れ替えることで、あまり気にならなくなるかと思imasuので、そのようにしたいと思imasu。その他いかがでしょうか。

では、「3 「企業」との協働」に移ります。いかがでしょうか。

委員：8 ページの (4) のところです。4 行目のところで、「身近なところから工夫をすること」、とあるんですけども、何の身近なところなのかが入っていないので、簡単に言えば「市民生活の」や「市民の」などを入れた方が丁寧かなと思imasu。意味はわかるのですが。

会長：なるほどね。スーパーマーケットや飲食店とだから、「市民生活の」で
すかね。「市民生活の」という文言を入れるということで。他、よろし
いでしょうか。

続いて、「4 その他—社会的健康—」についていかがでしょうか。第
3回の審議会で社会的健康、身体的健康、精神的健康についてのご意見
を出していただいて、それと関連する意見もありましたので答申に生
かしてみましたが、いかがでしょうか。

委員：私は社会学が専門ですので、この内容が入ってとてもよかったなと思っ
ています。社会学あるいは医学のそのちょうど重なるような領域の研究が、この10年ぐらいで結構盛んに行われています。精神的な健康及
び身体的な健康を含めた人々の健康が、社会的な関係の良好さによっ
てかなり影響される、という研究内容で、4はまさにそのような内容と
なっており、これは入ってとてもよかったなと。

会長：どうもありがとうございます。それでは、全体を通していかがでしょう
か。もうどこからでも構いませんので、こういう点もっと入れて欲しい
のようなものがあれば。

会長：改善点の確認ですが、「1 「市民」との協働」（2）について、もう一度
お願いします。

委員：開催時間と活動時間をすでに見直してやってらっしゃるものもあるの
で、「周知」という言葉を入れた方がいいんじゃないかなというふうに
思っています。

会長：事務局よろしいですか。

事務局：はい。「検討・周知すること」、と修正します。

会長：それから、7ページは、(2)、(3)を入れ替えると。8ページは、(4)
の「市民生活の身近なところから工夫すること」ということですね。
以上で改善点、よろしいでしょうか。ありがとうございました。審議の

②までを終わりましたので、審議の③に入りたいと思います。

答申案の5ページの「第4 取り組み内容の評価及び条例の見直しについて」の「1 取り組みの評価について」の文言について、これではよろしいかということをご審議いただきたいというのが趣旨でございます。もう一度読ませていただきますと、「諮問内容について審議した結果、対象となる取り組みについては、身体的な健康面だけでなく、精神的な健康面にアプローチした取り組みへの工夫、中小企業の福利厚生に働きかける取り組みなど、一部改善すべき点は見受けられるものの、おおむね条例の趣旨に沿って行われていると評価します。」ということで、一部不十分な点があり改善点を提案しますが、おおむねいいんじゃないか、とあります。取り組みへの評価について、こういう文言でいいかということですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

会 長：では、第4の1についてはこの文言通りということにさせていただきます。

続いて「2 条例の見直しについて」。今年度の関連条文を事務局、読み上げることができますか。

(事務局 関連条文を読み上げ)

会 長：どうもありがとうございました。以上のような条文については、見直しが必要とされる箇所は特に認められませんでした、という結論でよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長：はい。ありがとうございます。

「1 市民との協働」の(5)についてのご指摘の箇所は、事務局、確認よろしいですか。

事務局：案を作りましたのでご確認をお願いします。『こころの健康づくり事

業』の普及啓発の取り組みについて、不安や悩みを抱えている市民が多くなっているが、傾聴ボランティアなどの受け皿は少ない現状があるため、病院以外でも気軽に悩みを相談できる環境づくりについて検討すること。」こちらで大丈夫ですか。

委員：はい。

会長：どうもありがとうございました。今の箇所につきましては修正させていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、4回にわたってご審議いただきました。こちらで日程調整の都合上、出ていただくことも叶わぬ委員をたくさん出してしまったこと心からお詫び申し上げます。

私も皆様のお力で、3年間の任期の中でこのように答申をまとめることができました。本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは事務局の方に進行をお返しいたします。

3 事務連絡

4 閉会